

テーマ別セミナー
～寄附税制の基本の「き」～

平成31年1月30日
公益認定等委員会事務局
係長 伊山 遼

公益法人における寄附金の受入状況

- ・ 寄附金収入がある法人は、全法人の約半分。社団・財団別にみると、社団は約4割、財団は約6割。
- ・ 寄附金収入がある法人のうち、寄附金額の中央値は、社団が約100万円、財団が約500万円。

図1 寄附金収入額規模別の公益法人の割合

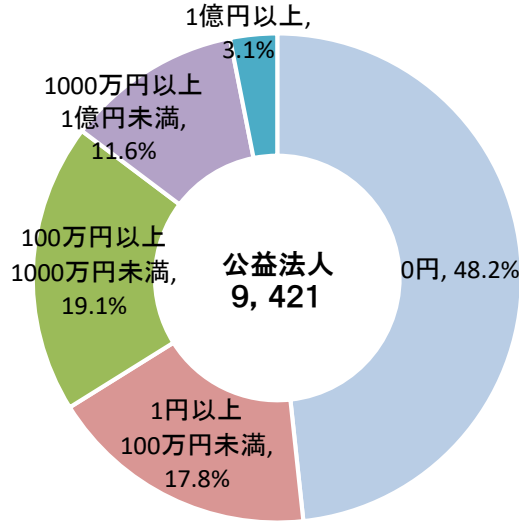


図2 寄附金収入額規模別の公益法人の割合(社団)

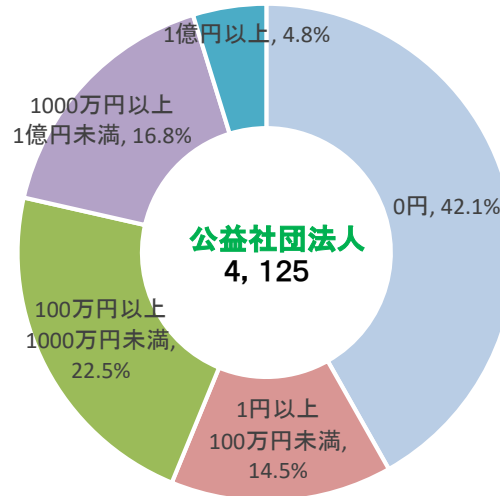
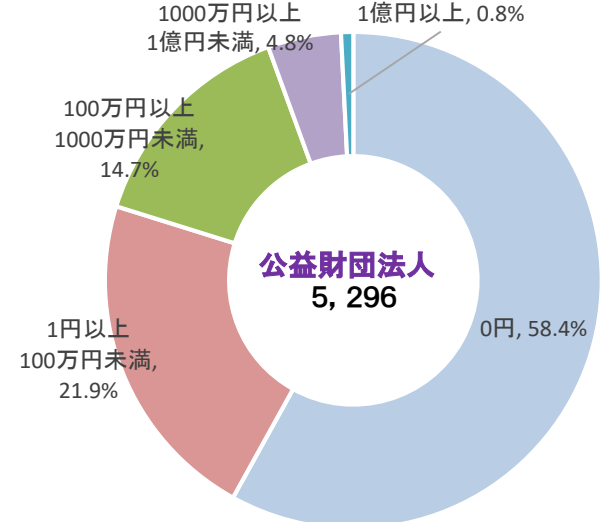


図3 寄附金収入額規模別の公益法人の割合(財団)



寄附金収入額規模別の公益法人数(社団・財団別)

	法人数	寄附金額計 (百万円)	寄附金あり 法人数	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	寄附金額					
						0円	1円以上 1百万円未満	1百万円以上 1千万円未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上	
内閣府	社団	793	15,845	561	28	3	238	154	256	123	28
	財団	1,613	190,989	1,201	159	16	440	136	353	520	192
	計	2,406	206,834	1,762	117	9	678	290	609	643	220
都道府県	社団	3,332	5,238	1,183	4	0.5	2,170	751	350	75	7
	財団	3,683	88,798	1,910	46	2	1,790	634	841	371	64
	計	7,015	94,036	3,093	30	1	3,960	1,385	1,191	446	71
合計	社団	4,125 (100.0%)	21,083	1,744	12	1	2,408 (58.4%)	905 (21.9%)	606 (14.7%)	198 (4.8%)	35 (0.8%)
	財団	5,296 (100.0%)	279,787	3,111	90	5	2,230 (42.1%)	770 (14.5%)	1,194 (22.5%)	891 (16.8%)	256 (4.8%)
	計	9,421 (100.0%)	300,870	4,855	62	3	4,638 (49.2%)	1,675 (17.8%)	1,800 (19.1%)	1,089 (11.6%)	291 (3.1%)
前年合計	9,371 (100.0%)	209,909	4,744	44	3	4,627 (49.4%)	1,611 (17.2%)	1,771 (18.9%)	1,095 (11.7%)	267 (2.8%)	

(注) 過去1年間に提出された事業報告等
(平成29年12月1日時点の確認データ)による。

寄附税制の全体像(本日のセミナーに関連するもの)

寄附者への優遇措置

個人からの寄附

○所得税の控除

⇒①所得控除 (p. 4~5)

⇒②税額控除 (p. 4~7、「申請の手引き(税額控除)」、
「申請等に係るQ&A」)

③個人住民税の控除 (p. 8)

④相続税の非課税特例 (p. 9)

⑤みなし譲渡所得税等の非課税特例 (p. 9~13、「公益社団法人・公益財団法人に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～」、「公益法人等に財産を寄附した場合における譲渡所得等の非課税の特例(一般特例)のあらまし」、「公益法人等に財産を寄附した場合における譲渡所得等の非課税の特例(承認特例)のあらまし」「公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置の特例」の税制改正のあらまし)

法人からの寄附

⑥法人税(損金算入)
(p. 14)

公益法人への優遇措置

⑦消費税に関する特例(「特定収入に該当しない寄附金に関する確認～申請の手引き～」)

税制改正の歴史(本日のセミナーに関連するもの)

年度	要望内容	対象の税	関連ページ
平成22年度	● 所得税の寄附金控除の適用下限額を5千円から2千円に引下げ	所得税	P4~6
平成23年度	● 従前の所得税の寄附金控除(所得控除)に加え、 <u>新たに税額控除制度を導入し、所得控除との選択制とする。(PST要件あり)</u>	所得税	
	● <u>個人住民税の寄附金控除の適用下限額を5千円から2千円に引下げ</u>	個人住民税	P8
平成25年度	● <u>特定収入に係る消費税制上の所要の措置</u>	消費税	P14
平成28年度	● 公益法人等への寄附金に係る税額控除制度の対象の拡充(<u>PST要件の緩和</u>)	所得税	P6
平成29年度	● <u>現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認 手続の簡素化</u>	所得税	P11
平成30年度	● <u>現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認 手続の簡素化及び資産の買換えに関する要件の拡充等</u>	所得税	P12~13

所得税の優遇措置

① 所得控除

【対象】

全ての公益社団・財団法人への寄附が対象（※公益社団・財団法人は特定公益増進法人）

【控除計算】

控除額

{ 所得金額 - (寄附額 - 2,000円) } × 所得税率 = 税額

(注1) 寄附額については、総所得金額等の40%相当額が限度

(注2) 所得税率は、所得金額等によって異なる

② 税額控除

【対象】

一定の要件（PST要件）を満たしていることの証明を受けた公益社団・財団法人（税額控除対象法人）への寄附が対象

【控除計算】

控除額

所得金額 × 所得税率 - (寄附額 - 2,000円) × 40% = 税額

(注1) 寄附額については、総所得金額等の40%相当額が限度

(注2) 税額控除額は所得税額の25%が限度

- 所得控除又は税額控除のいずれの控除を受ける場合にも、**寄附者による確定申告が必要**（寄附を行った年の所得税から控除）
- 確定申告の際には、公益法人が発行する**寄附受領書等**が必要（加えて、税額控除には**税額控除証明の写し**も必要）
- 税額控除対象法人に寄附をした場合、寄附者が所得控除又は税額控除のどちらを適用するか選択できる

所得税の優遇措置(控除計算の具体例)

① 所得控除

【控除計算】

控除額

$$\{ \text{所得金額} - \underline{\text{寄附額} - 2,000\text{円}} \} \times \text{所得税率} = \text{税額}$$

(注1) 寄附額については、総所得金額等の40%相当額が限度

(注2) 所得税率は、所得金額等によって異なる

② 税額控除

【控除計算】

控除額

$$\text{所得金額} \times \text{所得税率} - \underline{\text{寄附額} - 2,000\text{円}} \times 40\% = \text{税額}$$

(注1) 寄附額については、総所得金額等の40%相当額が限度

(注2) 税額控除額は所得税額の25%が限度

所得税の速算表 (平成27年分以降)

課税される所得金額	税率
195万円以下	5%
195万円を超え 330万円以下	10%
330万円を超え 695万円以下	20%
695万円を超え 900万円以下	23%
900万円を超え 1,800万円以下	33%
1,800万円を超え4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

(H30. 4. 1 現在法令等。国税庁HPより)

(例1) 年収500万円の者が1万円を寄附した場合

所得控除による控除額： $(1\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 20\% = \underline{1,600\text{円}}$

税額控除による控除額： $(1\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \underline{3,200\text{円}}$

(例2) 年収500万円の者が2万円を寄附した場合

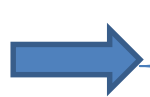
所得控除による控除額： $(2\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 20\% = \underline{3,600\text{円}}$

税額控除による控除額： $(2\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \underline{7,200\text{円}}$

(例3) 年収5,000万円の者が1万円を寄附した場合

所得控除による控除額： $(1\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 45\% = \underline{3,600\text{円}}$

税額控除による控除額： $(1\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \underline{3,200\text{円}}$



- ・寄附金額が大きいほど、控除額は大きくなる(上限あり)
- ・所得金額に応じて、有利な控除が異なる(低所得者ほど税額控除の方が有利)

PST要件とは

- ・PST要件(パブリック・サポート・テスト)は、公益法人が幅広い人々から支持を受けていることを示す指標。
- ・公益法人が、実績判定期間(通常は直近5年間)に受けた寄附実績において、以下の要件1又は要件2のいずれかを満たすことが必要。

要件1(絶対値要件)

- ・3,000円以上の寄附者が、年平均100人以上
- ・ただし、公益目的事業費用が1億円に満たない事業年度がある場合には、その事業年度の寄附者数は(ア)により計算した判定基準寄附者数を用いて上記の要件を判断し、かつ(イ)の要件を満たすこと

$$(ア) \text{ 判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 1 \text{ 億}}{\text{公益目的事業費用の額の合計額}}$$

(1,000万円未満の場合には、1,000万円)

(イ) 寄附金総額が年平均30万円以上

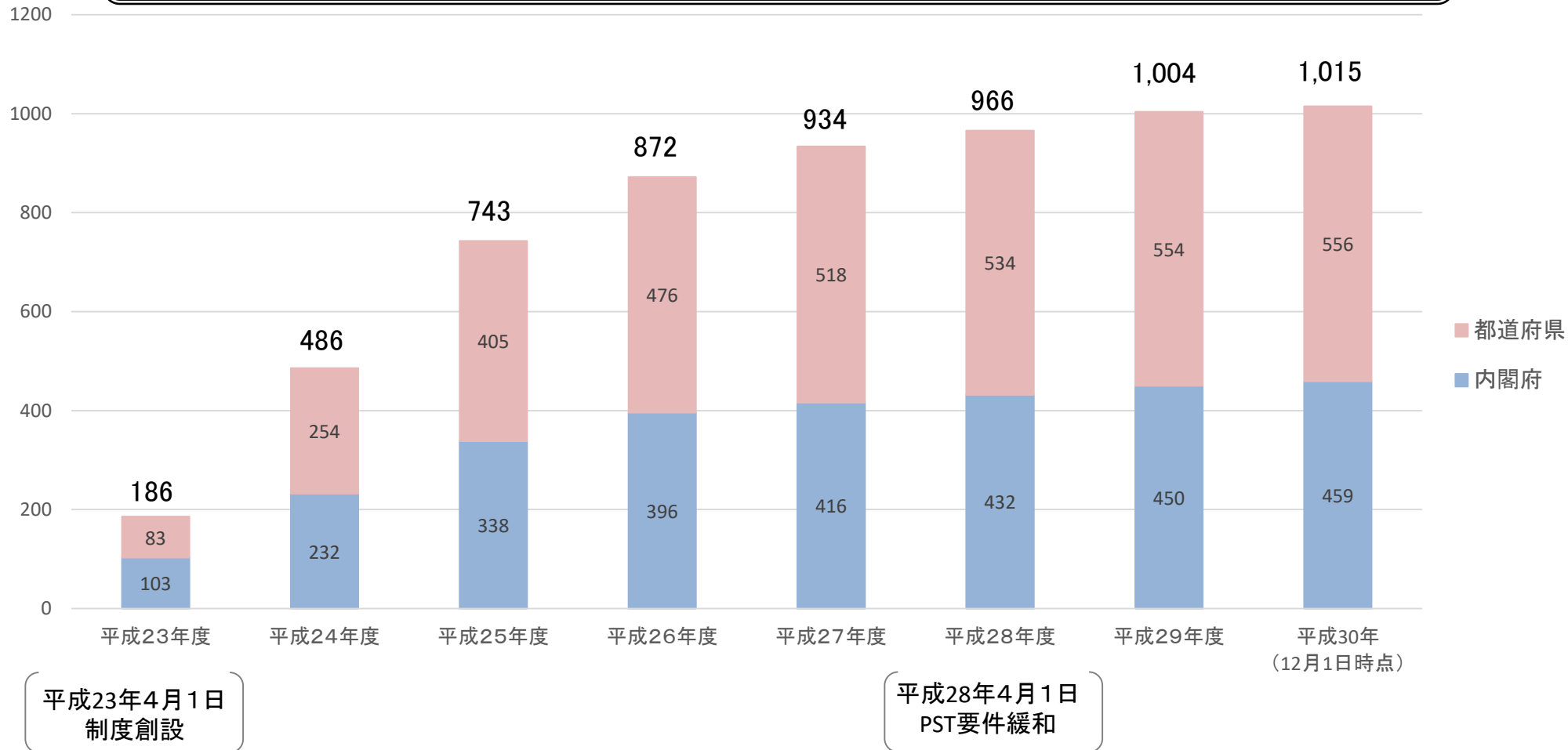
要件2(相対値要件)

- ・法人の経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が、1/5以上
(1者当たりの基準限度超過額等の調整規定あり)

※いずれの要件を満たす場合にも、申請に当たっては、寄附金受入明細書等が必要。
普段から、寄附金を受け入れた際には、受入年月日、寄附者の氏名・住所、寄附金額等を記録しておくことが大切(税額控除証明の取得後は作成の義務がある)。

税額控除の証明を受けた公益法人数の推移

税額控除の証明を受けた公益法人数は、平成30年12月1日時点で1,015法人となっている。



※税額控除証明の有効期間は、発行日から5年間。

既に証明を受けている場合で、有効期間後も引き続き証明を受けたい場合には、有効期間を経過する前に余裕を持って新たな申請を行うことが必要。

③ 個人住民税の税額控除

【対象】

都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金（公益法人に対する寄附金等）

【控除計算】

以下の金額が、寄附を行った翌年度の個人住民税の額から控除される。

- ・ 都道府県が条例指定・・・（寄附金額—2,000円）×4%
- ・ 市区町村が条例指定・・・（寄附金額—2,000円）×6%
- 重複指定であれば、（寄附金額—2,000円）×10%

※寄附金額については、総所得金額等の30%相当額が限度

※政令指定都市在住の方の場合は、都道府県2%・市区町村8%（重複指定であれば10%）となる。

- ・ 寄附者による確定申告が必要（個人住民税の寄附金控除だけを受ける場合には、住所地の市区町村に申告を行ってもよいが、この場合には所得税の控除が受けられない。）
- ・ 確定申告の際には、公益法人が発行する寄附受領書等が必要

相続税・みなし譲渡所得税の非課税特例

④ 相続税の非課税特例

個人が、相続財産を公益法人に寄附した場合、非課税となる。

(注) ただし、寄附を受けた法人が、寄附から2年を経過した日までに非課税措置対象法人でなくなった場合、また、当該財産を同日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合には、相続人に課税される。

⑤ みなし譲渡所得税等の非課税特例(次ページ以降)

個人が、土地・建物などの資産を法人に寄附した場合には、これらの資産は寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、これらの資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して所得税が課税される。加えて、復興特別所得税も課税される。

しかし、個人が財産を公益法人に寄附した場合、その寄附が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、非課税となる。

(注1) 承認を受けた場合であっても、寄附を受けた公益法人が、寄附から2年を経過した日までに寄附財産を公益目的事業の用に直接供さなかったときは、承認は取り消され、個人に課税される。

(注2) 公益法人が寄附財産を公益目的事業の用に供しなくなった場合には、承認は取り消され、公益法人に課税される。

(注3) 寄附財産が公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とされるなど、一定の要件を満たす場合、1月又は3月以内に国税庁長官が不承認の決定がなかったときは、その承認があったものとみなされる(承認特例)。

みなし譲渡所得税等の非課税措置(イメージ図)



【一般特例】

<承認要件>

- ① その寄附が公益の増進に著しく寄与すること
- ② 寄附した財産が、寄附があった日から2年以内に公益目的事業の用に直接供される、又は供される見込みであること
- ③ その寄附により、寄附をした者の所得税又は寄附をした者の親族等の相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること

特例

【承認特例】

特定の要件を満たす場合には、**1月又は3月以内に**国税庁長官の承認をしないこと
の決定がなかったときは、**その承認があったもの**とみなされ、**非課税**となる。

→要件等の詳細は次ページ以降を参照

国税庁長官
による承認により、**譲渡所得**
税等が**非課税**

一般特例承認後(注)

原則

寄附財産をそのまま利用し、
公益目的事業に利用

非課税承認
の継続

寄附財産の譲渡等

非課税承認
の取消し

特例

○ 買換特例

公益目的事業の用に2年以上
直接供している寄附財産を同種
の資産等を買換えをし、公益目
的の事業に利用

非課税承認
の継続

○ 特定買換資産の特例

一定の「基金」等で管理し、
公益目的事業に利用

基金等内での
寄附財産の買換え

非課税承認
の継続

※詳細は12ページ以降を参照

(注1) 買換特例及び特定買換資産の特例は、一般特例の承認要件(①~③)を満たし、国税庁長官の非課税承認を受けた後に適用することが可能となります。

(注2) 実際の制度のご利用に当たっては、税理士などの専門家や税務署等へご相談ください。

現物寄附のみなし譲渡所得等に係る特例措置適用の承認手続の簡素化

平成29年度
税制改正

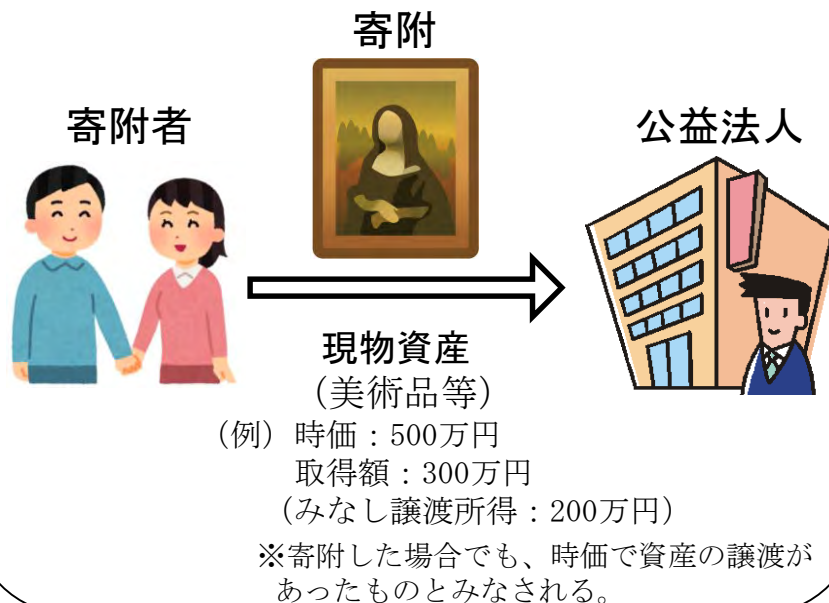
公益法人等に対する現物寄附のうち、国税庁長官の承認を受けた寄附については、**みなし譲渡所得等**が免除される特例が措置されているところ。

このうち、**特定の要件を満たす場合には、申請書の提出があった日から1月以内に**国税庁長官の承認をしないこととの決定がなかったときは、**その承認があったものとみなす（承認特例）**。

特例の適用がない場合 = 課税

現物寄附に係るみなし譲渡所得(下図では200万円)に対し、**みなし譲渡所得税等が寄附者に課される**。

イメージ図



特例の適用がある場合 = 非課税

(一般特例)

現物寄附が一定の要件を満たすことにつき、国税庁長官の**承認**がされた場合は**非課税**となる。

【承認要件】

- ・寄附が公益の増進に著しく寄与すること
- ・寄附財産が寄附があった日から2年以内に公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること
- ・寄附により、寄附者等の所得税等を不当に減少させる結果とならないこと

(承認特例)

平成29年度税制改正による簡素化

(平成29年4月1日以降の寄附について適用)

従来の特例が適用される寄附のうち、特定の要件を満たす場合には、**1月又は3月以内に**国税庁長官の承認をしないこととの決定がなかったときは、**その承認があったものとみなされ、非課税**となる。

【主な要件】

- ・公益法人が寄附財産を不可欠特定財産とすること、又は寄附財産が一定の公益目的事業に充てるための基金に組み入れる方法により管理されていること。
- ・公益法人の理事、監事、評議員、社員及びその親族等以外の者からの寄附であること

※下線は平成30年度税制改正により追加。

従来の非課税特例に対する指摘

従来の非課税特例(一般承認)に対しては、次のような指摘あり。

- ・寄附財産を2年以上、公益目的事業の用に直接供さなければ、買換特例が適用できない

平成30年度税制改正の内容

①承認特例の拡充(注)

公益法人内に「基金」を設け、当該「基金」に組み入れた寄附財産については、

- ・**短期間で承認**が受けられる
- ・**公益目的事業の用に直接供した期間にかかわらず**、寄附された財産を買い換えて**別な資産を取得することが可能**

(注) 11ページの承認特例の要件を満たしたものに限られます。

②特定買換資産の特例の創設

- ・**既に一般特例の承認を受けた寄附財産**についても、所定の手続を経て、基金に組み入れることにより、財産の買換えが可能等の措置が講じられた。

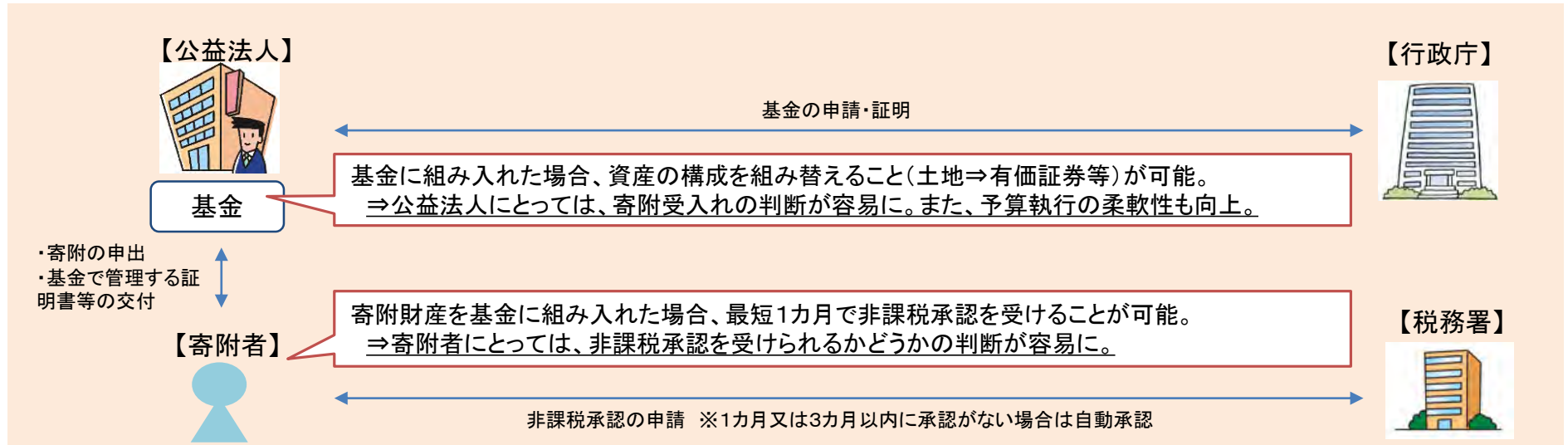
期待される効果

上記の措置により、個人からの評価性資産の寄附を促進し、**公益法人が公益目的事業を充実させることが期待**される。

例えば、寄附された株式の配当で奨学金を給付する法人において、当該株式を基金に組み入れた場合には、(当該資産の配当が悪化した場合等に)他の高配当の株式に買い換え、その配当で**奨学金事業を安定的に継続することが可能**となる。

みなし譲渡所得税等の非課税承認を受けるための要件の緩和等

イメージ



基金の設置について

※ここでの「基金」とは、税制上のものであり、一般法人法上社団法人に設置が認められている基金等とは異なります。

- 承認特例及び特定買換資産の特例を受けるためには、公益法人において、告示に定める要件を満たした基金を設置し、行政庁が要件の確認をしたことの証明を受ける必要があります。
- 基金設置に係る要件は以下のとおりです。
 - ・基金が、他の経理と区分して整理されていること
 - ・当該基金が公益認定法第2条第4号に規定する公益目的事業に充てられることが確実であること
 - ・当該基金に組み入れた財産の運用によって生じた利子その他の収入金（当該収入金で取得した資産を含む）を当該基金に組み入れることとしていること
 - ・基金の管理及び運用に関する重要事項について審議する合議制の機関を設置していること
 - ・当該基金に組み入れた財産について必要な事項を記載した基金明細書であって監事の監査を受けたものを、毎事業年度終了後3月以内に、行政庁に提出するとともに、その写しを作成した日の属する事業年度の翌年度の開始の日から5年間、当該公益法人の主たる事務所の所在地に保存することとしていること

※実際の制度のご利用に当たっては、税理士などの専門家や税務署等へもご相談ください。

⑥ 法人税(損金算入)

法人が支出する寄附金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入される。このとき、公益法人に対する寄附については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられている。

【損金算入限度額の計算】

A：公益法人への寄附金の特別損金算入限度額

$$\Rightarrow (\text{所得金額の}6.25\% + \text{資本金等の額の}0.375\%) \times 1 / 2$$

B：一般寄附金の損金算入限度額

$$\Rightarrow (\text{所得金額の}2.5\% + \text{資本金等の額の}0.25\%) \times 1 / 4$$

➡ 公益法人に対する寄附金は、全体で、A + Bの額が損金算入できる。

(例) 所得金額が1,400万円、資本金等の額が2,000万円の法人の場合

A：公益法人への寄附金の特別損金算入限度額

$$(1,400\text{万円} \times 6.25\% + 2,000\text{万円} \times 0.375\%) \times 1 / 2 = 47.5\text{万円}$$

B：一般寄附金の損金算入限度額

$$(1,400\text{万円} \times 2.5\% + 2,000\text{万円} \times 0.25\%) \times 1 / 4 = 10\text{万円}$$

⇒ 公益法人に対する寄附金は、A + B = 57.5万円が損金算入できる。